

北秋田市介護保険 住宅改修の手引き

令和7年3月作成

北秋田市健康福祉部高齢福祉課介護保険係

目次

1. 介護保険で行う住宅改修とは	P.1
2. 利用できる方	P.1
3. 対象となる住宅改修の種類	P.2
4. ユニットバス工事について	P.5
5. 支給限度基準額	P.6
6. 支払方法について	P.9
7. 施工業者について	P.9
8. 住宅改修の流れ	P.10
9. 申請時における提出書類	P.11
10. 申請書類様式と記載例	P.13
11. よくある質問について(事例集)	P.20

【問い合わせ先】

北秋田市健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係
〒018-3392 北秋田市花園町 19 番 1 号
電話 0186-62-1112(直通)

1. 介護保険で行う住宅改修とは

介護保険で行う住宅改修費(以下「住宅改修」という。)は、介護保険法第 45 条に定められた介護給付のひとつです。

住宅改修は、被保険者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるようにするため、手すりの取付け工事など、厚生労働大臣が定める種類の改修を行った場合に、居宅要介護被保険者に対し、住宅改修対象費(上限 20 万円)の 7～9 割を支給する制度です。

改修の対象となる住宅は、介護保険の被保険者証に記載されている住所地に限られており、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

まずは担当のケアマネジャー、もしくはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターへご相談ください。

センター名	担当地区	住所	電話番号
北部地域包括支援センター	鷹巣地区全域	花園町 16-1 (北秋田市社会福祉協議会内)	67-8020
中部地域包括支援センター	合川地区全域、米内沢、 本城、浦田	新田目字大野 5-1 (合川総合窓口センター斜め向い)	67-6807
南部地域包括支援センター	阿仁地区全域、森吉、根 森田、小又、阿仁前田、 五味堀、桂瀬	阿仁銀山字下新町 41-1 (阿仁総合窓口センター隣)	82-3262

2. 利用できる方

次の①～③すべてを満たす方が対象となります。

- ① 北秋田市の被保険者
- ② 介護保険の要支援1～2・要介護1～5の認定を受けている
- ③ 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅に実際に居住し、在宅で生活している

入院中または入所中は、退院または退所の予定が明らかな場合のみ住宅改修の申請を行うことが可能です。ただし、住宅改修費は退院または退所後に支給されます。退院または退所されなくなった場合には、住宅改修費は支給されません。また、一時帰宅のための改修も支給対象外となります。

要支援・要介護認定の申請中に住宅改修を行った場合には、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。認定結果が非該当となった場合には住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

被保険者の心身の状況や日常生活動線、住宅の状況等から、現時点で生活に必要と認められる改修が給付対象となります。支給の対象となる工事内容であるかは、保険者である北秋田市が判断します。

3. 対象となる住宅改修の種類

※参考事例は、あくまでも一般的な事例を取り上げています。対象の可否については、被保険者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、事前に高齢福祉課介護保険係にご相談ください。

①手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として、手すりを設置する工事です。

〔付帯工事〕

- ・ 手すり取付けのための壁の下地の補強
- ・ 既存手すりの撤去費(付替え、移設の場合)

〔参考事例〕

支給対象	○居室内の手すり(居間、トイレ、浴室、玄関等) ○敷地内の手すり(玄関ポーチ、外玄関等) ○手すりの付替え、移設(身体状況の変化による場合のみ)
支給対象外	×取付け工事で固定しない手すり ×老朽化による取替え ×敷地外の手すり

※ 取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象外となります。

※ 基本は片側への設置を想定していますが、身体状況等、被保険者固有の理由があれば、両側への手すり取付けも対象となりますので、必要となる理由を簡潔に記載してください。

※ 玄関以外の場所(勝手口等)から出入りするために、改修工事を行う場合は、理由書に日常生活動線として利用している旨を記入してください。

②段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消することを目的として行う工事です。

〔付帯工事〕

- ・ 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事
- ・ スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

〔参考事例〕

支給対象	○各居室の敷居を低く(撤去)する工事 ○スロープ、踏み台を固定設置する工事 ○浴槽をまたぎやすい低いもの(浅いもの)に取り替える工事 ○浴室の床のかさ上げ工事 ○敷石をコンクリートスロープにする工事 ○階段の勾配を緩やかにする工事
支給対象外	×床下収納スペースを埋める工事 ×スロープや踏み台を固定せず置くだけの工事 ×昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事 ×浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー、水栓の工事

※ 固定しないスロープは「福祉用具貸与」、固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

※ 玄関以外の場所(勝手口等)から出入りするために、改修工事を行う場合は、理由書に日常生活動線として利用している旨を記入してください。

③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

滑りの防止及び移動の円滑化等を目的として、居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ、浴室では床材の滑りにくいものへ、通路面においては滑りにくい舗装材へ、材料の変更を行う工事です。

〔付帯工事〕

- ・ 床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤整備

〔参考事例〕

支給対象	○畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ○浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○階段への滑り止め取付け
支給対象外	×老朽化に伴う床材の張替え ×滑り止めマットや素材を置くだけ(住宅改修の支給対象となるには固定取付けが必要)

④引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等、扉の改修に係る工事です。

〔付帯工事〕

- ・ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

〔参考事例〕

支給対象	○開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え ○ドアノブの変更(レバーハンドル等への変更) ○開き戸の左右変更 ○戸車、レールの設置 ○扉の撤去 ○重い引き戸から軽い引き戸への取替え
支給対象外	×劣化による戸車、レール、雨戸等の取替え ×自動ドアに取替えた場合の動力部分 ×引き戸等の新設(扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可) 等

⑤洋式便器等への便器の取替え

排せつ動作の円滑化を目的として、和式便器を洋式便器へ取替える工事です。また、既存の便器の位置や向きを変更する工事も対象となります。

〔付帯工事〕

- 便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)
- ※ 水洗和式から水洗洋式の工事は給排水工事も対象です。非水洗和式から水洗洋式の給排水工事は新設とみなされ対象外です。
- 便器の取替えに伴う床材の変更

〔参考事例〕

支給対象	○和式便器から洋式便器への取替え ○既存便器の位置や向きの変更
支給対象外	×洋式便器から洋式便器への取替え (身体状況等の理由で、便座の高さが適正な洋式便器に取替える場合は支給対象) ×すでに洋式便器である場合の暖房便座や洗浄機能等を付加する工事 ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×水洗化または簡易水洗化に係る費用 ×電気工事

※ 和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体式の洋式便座が一般的に流通していることから支給対象とします。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は支給対象外となります。介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。

⑥その他の工事

①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる以下のような住宅改修は対象となります。

支給対象	解体工事費、床材などの処分費 等
支給対象外	電気工事費 等

4. ユニットバス工事について

ユニットバス(壁、床、天井、浴槽が一体のもの)の工事そのものは、介護保険の住宅改修として認められていません。

ただし、介護保険の支給対象となる改修の種類を目的に、既存の浴室をユニットバスに交換する工事で、その目的を果たす部分について按分等により介護保険の対象部分を算出することができる場合に限り、保険給付の対象とします。

<材料費について>

メーカー等が作成したユニットバスの価格の按分資料(見積詳細等)を提出してください。

(浴室内に何を設置し、費用がいくらになるのかが確認できること)

オプション機能など、介護とは無関係な便利性、快適性をもつ商品は原則支給対象外です。

<施工費等について>

施工費など按分することが難しい項目については以下の「ユニットバスの按分基準表」により対象経費を算出してください。

	支給対象			支給対象外			
	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
按分率	10%	20%	15%	25%	10%	10%	10%

※ 上記の目安を用いて按分した場合、支給対象となる改修部分を精査した上で見積書に記載すること。

※ 上記の按分基準以外の按分率を採用する場合は、その合理的根拠を記入し提出すること。

5. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。このため20万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる工事費用の1～3割と上限額を超えた費用が利用者負担額となります。

<負担割合ごとの内訳>

利用者の負担割合	支給限度基準額	介護保険給付上限額	自己負担額
1割	20万円	18万円	2万円
2割		16万円	4万円
3割		14万円	6万円

支給限度基準額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することもできます。

また、支給限度額の一部又は全部を利用済みであっても、下記に該当する場合には、再度20万円まで利用が認められます。

①要介護状態区分が3段階以上重くなった場合(3段階リセット)

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護等状態区分が3段階以上上がった場合(3段階リセット)に、例外的に、改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費の支給が受けられます。

なお、3段階リセットの例外は一人の被保険者に対して1回しか適用されません。

●要介護区分の段階

要介護等状態区分	段階
要支援1	第一段階
要支援2	第二段階
要介護1	
要介護2	第三段階
要介護3	第四段階
要介護4	第五段階
要介護5	第六段階

●要介護区分の3段階以上上がる例

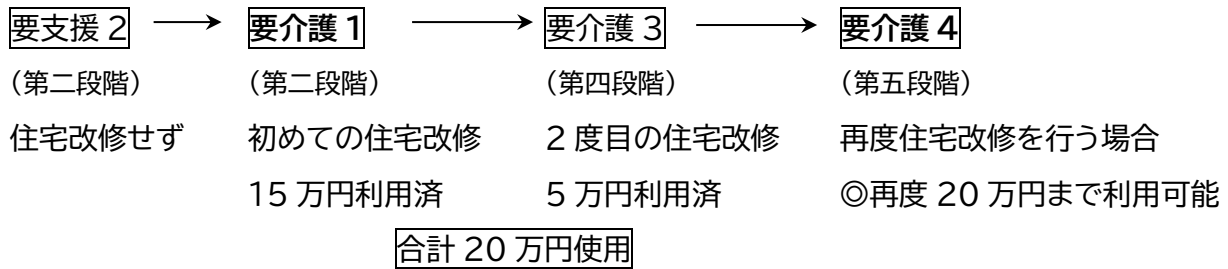
初回の住宅改修着工日の要介護等状態区分	⇒	追加の住宅改修着工日の要介護等状態区分
要支援1(第一段階)	⇒	要介護3(第四段階) 要介護4(第五段階) 要介護5(第六段階)
要支援2(第二段階) 要介護1(第二段階)	⇒	要介護4(第五段階) 要介護5(第六段階)
要介護2(第二段階)	⇒	要介護5(第六段階)

<具体例>

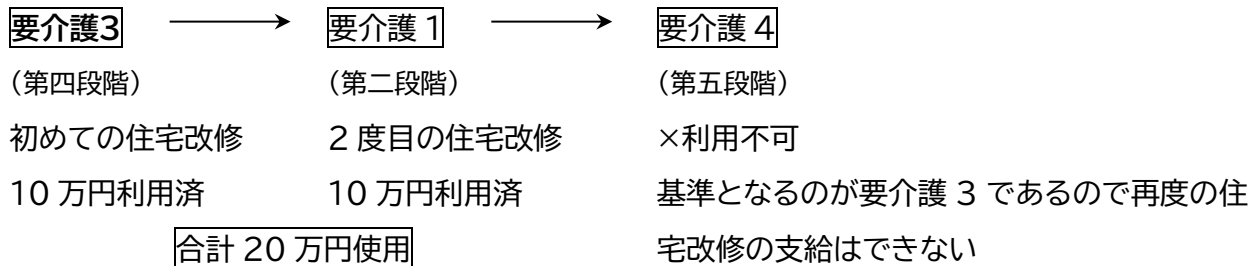
パターン① 3段階リセット

要支援2	→	要介護3	→	要介護5
(第二段階)		(第四段階)		(第六段階)
初めての住宅改修		2度目の住宅改修		再度住宅改修を行う場合
10万円利用済		10万円利用済		◎再度20万円まで利用可能
合計20万円使用				

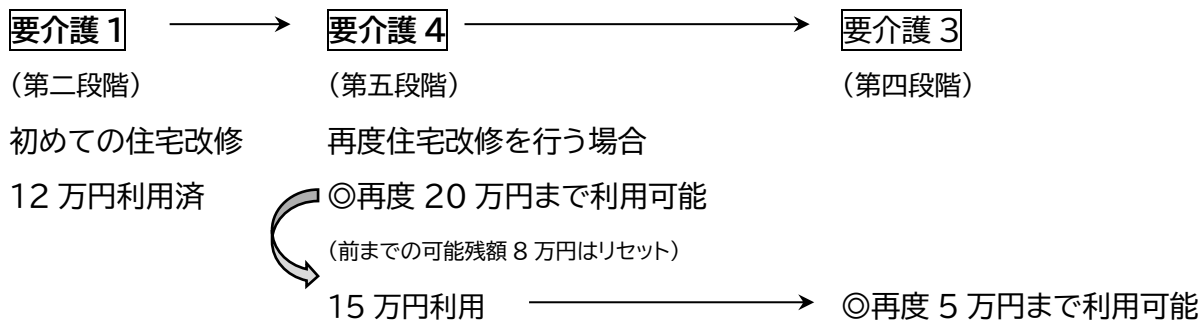
パターン② 3段階リセット②



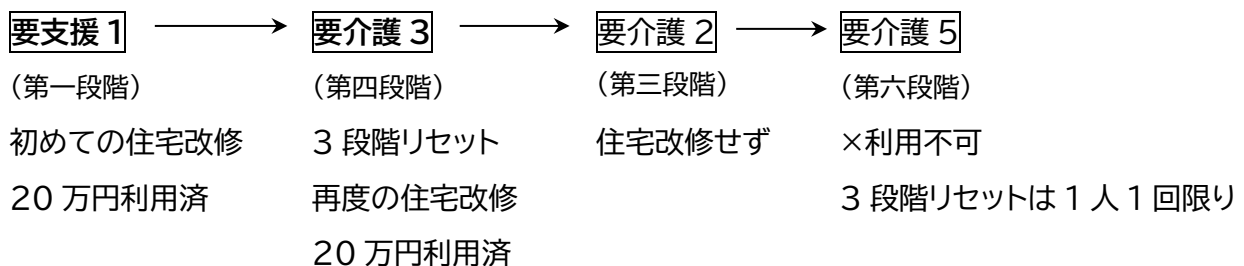
パターン③ 3段階リセットされない



パターン④ 3段階リセット後の利用



パターン⑤ 3段階リセット後の利用②

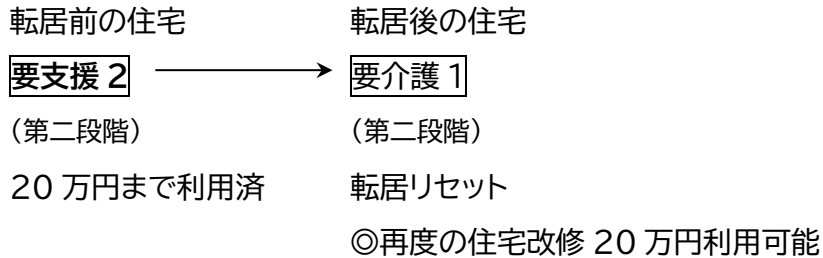


②転居した場合(転居リセット)

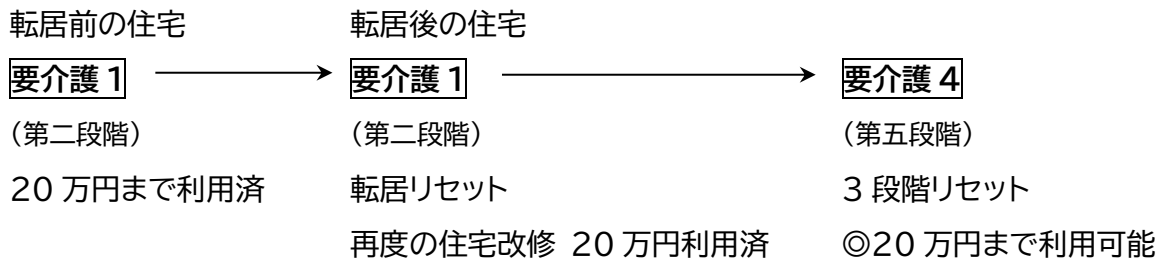
既に住宅改修を行った自宅から転居した場合は、転居先の住宅についても再度 20 万円までの利用が可能となります。

<具体例>

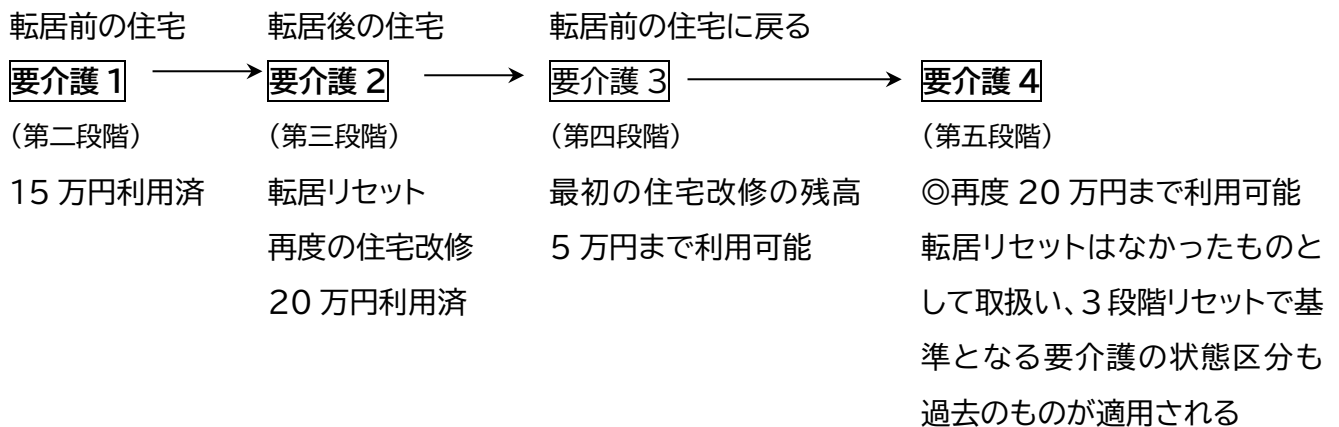
パターン① 転居リセット



パターン② 転居リセットと 3 段階リセットの組合せ



パターン③ 転居リセットと 3 段階リセットの組合せ②

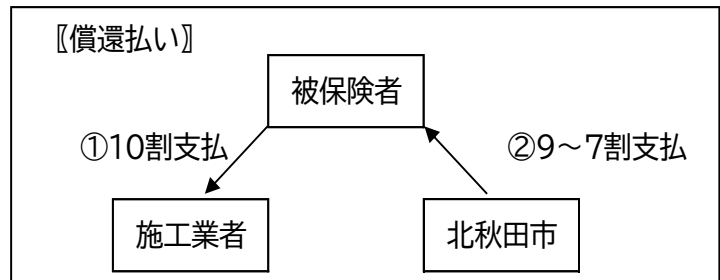


6. 支払方法について

支払い方法については「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。

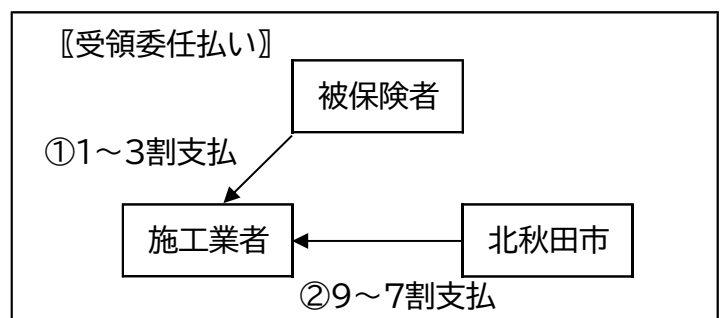
①償還払い

被保険者がいったん改修費用全額を施工業者に支払い、介護保険対象の住宅改修に係る費用(給付対象部分)の9割～7割の金額について、後日被保険者に支給されます。



②受領委任払い

給付対象部分のうち、被保険者は利用者負担部分(1割～3割)の金額のみ施工業者に支払い、残りの9割～7割については、市が施工業者に直接支給します。



7. 施工業者について

①償還払いの場合

業者の制約はありません。(ご家族による施工も可)

②受領委任払いの場合

受領委任払取扱事業者として登録のある業者のみとなります。

登録事業者は市ホームページに掲載しています。

※この登録は、施工業者が行う工事について市が安全性等を保障するものではありません。

8. 住宅改修の流れ

申請者	北秋田市	
確認 ↓		保険給付方法には「償還払い」と「受領委任払い」の 2 種類の方法があります。申請書が異なるため、被保険者等と事前に確認してください。
事前申請	➡	着工前に必要書類を揃え市へ事前申請をします。 【提出書類】（詳細 11 ページ） ☐支給申請書 ☐住宅改修が必要な理由書 ☐見積書 ☐着工前の写真 ☐平面図(間取り図) ☐住宅所有者の承諾書
	審査 ↓	審査には約 7～10 開庁日を要します。書類や内容に不備があった場合、再提出等をお願いすることがありますので、時間に余裕をもって提出してください。
	承認	北秋田市では審査後、住宅改修費支給申請書の返却をもって承認としています。
着工 完成 ↓		承認後、工事を始めてください。 北秋田市の承認を待たずに着工された場合、住宅改修費は支給されません。
事後申請	➡	完成後に必要書類を揃え市へ事後申請をします。 【提出書類】（詳細 12 ページ） ☐支給申請書 ☐工事費内訳書 ☐完成後の写真 ☐領収証(原本)
	審査 ↓	適切な工事がなされているか確認します。
	決定通知	選択した方法に応じて被保険者と受領委任払取扱事業者へ決定通知を送付します。
	↓ 支給	選択した方法に応じて指定の口座に市が保険給付額を振り込みます。

事前申請で届け出ていた内容に変更等が生じた場合、速やかに北秋田市に連絡をしてください。

無断で着工された場合、介護給付の対象とならない場合があります。

9. 申請時における提出書類

●事前申請(工事着工前)

①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

- 受領委任払用と償還払用がありますので、保険給付方法に応じて使用してください。
- 申請者の欄には被保険者本人の住所、氏名を記入してください。

②住宅改修が必要な理由書

- 介護支援専門員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター(2 級以上)等が作成します。
- 利用者の心身の状況、家屋の状況、日常生活上の動線、福祉用具の導入状況を確認し、住宅改修の必要性を判断するための重要な書類となります。具体的に分かりやすい記載をしてください。

③見積書

- 改修の種類、箇所ごとに工事内容を明記し、材料費・施工費・諸経費を適切に区分してください。
(〇〇工事一式等は不可)
- 手すり(棒)をカットして使用する場合は、該当する長さのみが対象となります。その長さ(m)及び使用する部品(ブラケット等)の数量と単価を記載してください。
- 工事内容に介護保険支給対象外の内容が含まれている場合、保険給付の対象部分が分かるようにしてください。

④着工前の写真

- 改修箇所の位置や改修が必要な状態が分かるように撮影してください。
- 手すりを設置する場合、設置予定位置を写真内に記してください。
- 段差解消の場合は何センチ程度の段差があるか分かるように撮影してください。
(スケールと一緒に撮影するか、写真や余白に記載する等。見積書に記載でも可)
- 写真には撮影日がわかるように日付入りのものを用意して下さい。
(日付が入るデジカメで撮影やボードに日付を記入し、改修箇所と一緒に撮影する等)

⑤住宅所有者の承諾書

- 住宅の所有者が被保険者本人以外の場合、住宅改修承諾書が必要です。

⑥平面図(間取り図)

- 被保険者本人の日常動線や、改修を行う箇所が明確になるように記載してください。
- 理由書、見積書、平面図で部屋の名称が一致するようにしてください。

●事後申請(工事完成後)

①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

②工事費内訳書

③完成後の写真

- 改修箇所が分かるように撮影してください。
- 手すりや踏み台は固定している部分も写してください。手すりはブラケット等の部材種別や数量を確認します。一枚の写真に納まらないときは複数枚に分けて撮影してください。
- 段差解消の場合はどの程度段差がなくなったか分かるようにしてください。
(スケールをあてて撮影する等)
- 写真には撮影日がわかるように日付入りのものを用意して下さい。
(日付が入るデジカメで撮影やボードに日付を記入し、改修箇所と一緒に撮影する等)

④領収証【原本】

- 被保険者の氏名で作成し、1円未満は切り上げること。
- 住宅改修費の支給対象となる金額について、いくら領収されたかが分かるように記載してください。
- 受領委任払の場合、領収された金額が、支給対象となる住宅改修費の何割分であることを記載してください。

(例)住宅改修費(○割分)として

住宅改修費(○割分)〇〇〇円と、自己負担分〇〇〇円として 等

10. 申請書類様式と記載例

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 （受領委任払用）															
					個人番号										
フリガナ	○○ ○○				保険者番号		5 2 1 3 4								
被保険者氏名	○○ ○○				被保険者番号		0 0 0 0 0 △ △ △ △ △								
生年月日	明・大・昭 ○ 年 ○ 月 ○ 日				性別		男 ・ 女								
住所	〒018-XXXX 北秋田市花園町○○-○○ 電話番号 0186 (XX) XXX														
負担割合	1 割		住宅の所有者		氏名 (○○ ○○) 本人との関係 (夫)										
要介護区分 (該当に○)	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5			業者名		株式会社○○○								
現在の状態 (該当に○)	1. 居宅 2. 入院・入所中 入院(所)の場合は名称と退院(所)予定日を記入して下さい。				着工日		年 月 日								
	名称				完成日		年 月 日								
	退院(所)予定日 月 日頃														
改修費用	円														
北秋田市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 なお、支給に当たっては、受領を下記の者に委任します。 年 月 日 住所 北秋田市花園町○○-○○ 申請者 氏名 ○○ ○○ 電話番号 0186-XX-XXXX 事後申請時に記入してください。															
北秋田市長 様 上記の申請に対して支給される居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領について同意します。 なお、支給に当たっては、受領委任払いに係る登録口座に振込みして下さい。 年 月 日 登録事業者 受領委任払登録番号 JKXXXX 所在地 北秋田市花園町○○-○○ 電話番号 0186-XX-XXXX 名称 株式会社○○○ 代表者 ○○ ○○															
					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事前申請確認</td> <td>年 月 日</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>支給限度基準額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>					事前申請確認	年 月 日	担当	支給限度基準額	円	
事前申請確認	年 月 日	担当													
支給限度基準額	円														
※ 事前申請の確認を受けずに実施した改修工事は、保険給付対象外となります。 ※ 特別な理由により急を要する工事の場合は高齢福祉課介護保険係までご相談ください。															

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(償還払用)

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
（償還払用）

		個人番号									
フリガナ		〇〇 〇〇									
被保険者氏名		保険者番号		〇〇 〇〇						5 2 1 3 4	
		被保険者番号		0 0 0 0 0 △ △ △ △ △							
生年月日		明・大・昭 〇 年 〇 月 〇 日		性別		男 ・ 女					
住所		〒018-XXXX 北秋田市花園町〇〇-〇〇 電話番号 0186（XX）XXXX									
負担割合		1 割		住宅の所有者		氏名（ 〇〇 〇〇 ） 本人との関係（ 夫 ）					
要介護区分 （該当に○）		要支援 1・2		要介護 1・2・3・4・5		業者名		株式会社〇〇〇			
現在の状態 （該当に○）		1. 居宅		2. 入院・入所中		着工日		平成 年 月 日			
		名称				完成日		平成 年 月 日			
		退院（所）予定日		月 日 頃							
改修費用		円									
北秋田市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 平成 年 月 日 住所 北秋田市花園町〇〇-〇〇 申請者 氏名 〇〇 〇〇 電話番号 0186-XX-XXXX											

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。
※公金受取口座を利用される場合は、「公金受取口座を利用する」にチェックをしてください。

□公金受取口座を利用する（チェックをした場合、口座振込依頼欄の記入は不要です。） 注 公金受取口座とは行政機関から支給される各種給付を受け取るため、あらかじめ国に登録しておく預貯金口座のことです。 「市に届けている口座」「年金が振り込まれている口座」という意味ではありません。											
被保険者本人の口座 を記入してください。		銀行		本店		種目		口座番号			
		信用金庫		支店		1. 普通預金		X X X X X X X			
		信用組合		出張所		2. 当座預金					
		農業協同組合		支所		3. その他					
口座振込 依頼欄		金融機関コード				店舗コード					
		△ △ △ △				△ △ △					
		フリガナ				〇〇 〇〇					
		口座名義				〇〇 〇〇					

居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領を下記代理人に委任します。
（振込先口座の名義人が被保険者以外の場合）

委任欄	委任者	住所	氏名	印
	代理人	住所	氏名	印

被保険者本人以外の口座の場合は、必ず委任欄を記入してください。

事前申請確認	年 月 日	担当
支給限度基準額	円	

※ 事前申請の確認を受けずに実施した改修工事は、保険給付対象外となります。
※ 特別な理由により急を要する工事の場合は高齢福祉課介護保険係までご相談ください。

住宅改修が必要な理由書

(P1)

＜基本情報＞

利用者	被保険者 番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	性別	□男 □女
	被保険者 氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5				
住所								

作成者		現地確認日	年 月 日	作成日	年 月 日
所属事業所					
資格	氏名	作成者が介護支援 専門員でないとき			
連絡先					

保険者	確認日	年 月 日	証 信 機 構
	氏 名		

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と	
	住宅改修後の想定	改修前
介護状況	●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止用具 ●体位変換機 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	●その他	☐ ☐ ☐
住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか		☐ ☐ ☐

住宅改修が必要なる理由

(P2)

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況（…）で困っている）を記入して下さい。	③改修目的、期待効果をチェックした上で、改修の方針（…）を記入して下さい。	④改修項目（改修箇所）
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 （扉の開閉を含む） ☐ 便器からの立ち座り（移乗を含む） ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（ ）		☐ できなかったことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	☐ 手すりの取付け （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ 段差の解消 （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ 引き戸等への扉の取替え （ ） ☐ （ ） ☐ 便器の取替え （ ） ☐ （ ） ☐ 滑り防止等のための床材の変更 （ ） ☐ （ ） ☐ その他 （ ） ☐ （ ） ☐ （ ）
入浴	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 （扉の開閉を含む） ☐ 浴室内での移動（立ち座りを含む） ☐ 洗い場での姿勢保持 ☐ 洗体・洗髪を含む ☐ 浴槽の出入（立ち座りを含む） ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他（ ）		☐ できなかったことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上り下りかまの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 （扉の開閉を含む） ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他（ ）		☐ できなかったことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	
その他の活動			☐ できなかったことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	

[illegible]

[illegible]

様式 5

住 宅 改 修 承 諾 書

年 月 日

(住宅所有者)

住 所 _____

氏 名 _____

私は、介護保険法施行規則第75条第3項及び第94条第3項に基づき、下記の者が、別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」のとおり住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

被保険者番号 _____

氏 名 _____

住 所 _____

11. よくある質問について(事例集)

給付対象とされているものでも、これらの工事が全て無条件で対象になるわけではなく、ケアマネジャー等が被保険者の身体状況や介護状況を判断して「住宅改修が必要な理由書」に記入することが条件です。不明な場合は、必ず高齢福祉課介護保険係に確認してください。

	質問	回答
手すりの取付け	手すりの利用	必要以上に取付けるものは給付対象外 両側に手すりを取付ける場合などは必要性を考慮すること。
	手すりの老朽化による取替え	給付対象外 取付けの不具合によるものも給付対象外
	家具等への手すりの取付け	固定されていないものへの取付けは給付対象外(住宅と一体になった家具への取付けは支給可)
	手すりの必要性の範囲	被保険者の身体状況に応じて必要であり、日常生活の範囲に属するもの(花壇の手入れなど、趣味に関するものは除く)
	階段の手すり	日常生活動作で使用するのであれば給付対象
	開閉式手すり・着脱式手すり	被保険者の身体状況に応じて、他に手段がなければ給付対象
	手すりの取付け位置だけ変更(材料は現状の手すり)	取り外し及び取付けの費用のみ給付対象
	手すりの変更(材料を含む)	被保険者の身体状況から、太さや材質など現状の手すりが合わなければ、給付対象
	棚やペーパーホルダーと一体になった手すりの取付け	手すり部分の範囲のみ給付対象 内訳書で棚やペーパーホルダーと手すりの金額を按分すること。
段差や傾斜の解消	段差解消機、階段昇降機の取付け	給付対象外
	上がり框の段差解消のための踏み台の設置	固定すれば給付対象 固定していることがわかる写真を添付すること。

	質問	回答
滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	老朽化によるもの	給付対象外
	畳等からフローリングへ改修	被保険者の居室の改修で、車いすや歩行器を使用している場合は給付対象。それ以外の被保険者の歩行状況等で、ケアマネジャーが必要と認めるときは、事前に介護保険係に確認すること。
	断熱材の使用	給付対象外
	階段に滑り止めのゴム等を貼る	被保険者の身体状況や生活状況に応じて必要ならば給付対象
引き戸等への扉の取替え、扉の撤去	既存の引き戸が重いため、引き戸を交換	被保険者の身体状況に応じて必要ならば給付対象 ただし老朽化によるものは給付対象外
	ドアノブ交換	被保険者の身体状況に応じて必要ならば給付対象
	アコーディオンカーテン、引き戸、折れ戸への交換	
	ドアの幅を大きくする	車いす利用のためなど、被保険者の身体状況に応じて必要ならば給付対象(あくまでも扉交換の付帯工事のため、拡張工事だけでは給付対象外)
洋式便器等への便器の取替え	洋式便器から暖房・洗浄機能付洋式便器へ	給付対象外
	非水洗から水洗へ	水洗化(給排水整備工事)の部分は給付対象外
	便器の位置や向きの変更	被保険者の身体状況に合わせて必要であれば給付対象
	和式便器から洋式洗浄機能付便器へ	洗浄機能は便器と一体型であれば給付対象
	和式便器の上に置く便座	腰掛便座、補高便座は福祉用具で請求
	トイレ空間内の壁撤去	原則不可 ただし、被保険者の身体状況やトイレ環境等から給付対象となることも。事前に介護保険係に問い合わせること
	仮設トイレ設置費用	給付対象外

	質問	回答
その他	入院・入所中の住宅改修	退院(所)予定が決まっている場合は、住宅改修が可能。 支給申請は退院(所)後でないと行えない。 退院(所)できなかった場合は 支給対象外 。
	一時帰宅中の住宅改修	給付対象外
	要介護認定申請中の住宅改修	要介護認定申請後に事前申請。承認後、着工は可能。支給申請は認定結果が出てからでないと行えない。認定結果が非該当の場合は 給付対象外 。必ず事前にその旨を話し、了承を得ること。
	領収証の名義	被保険者本人名義でないと 給付対象外
	自己負担額の計算において端数が生じた場合	1円未満は切り上げで計算すること
	住民票の住所以外の住宅の改修	給付対象外
	改修完了前に被保険者が死亡	死亡時点までに工事が完了した箇所までが給付対象
	ひとつの家に対象者が二人	改修箇所が異なる場合はそれぞれ 20 万円ずつ利用できる。 同じ改修箇所を二人で按分することはできない
	住宅改修で不要になったものの廃棄費用(便器など)	給付対象
	被保険者又は家族が行った住宅改修	材料の購入費のみ給付対象。購入した材料の内訳がわかるようにすること。
	写真の日付について	写真は撮影した日付がわかるものを提出すること。 日付機能のない写真機の場合には、黒板や紙等に日付を記入して写真に写しこむこと。